

2011年3月9日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

国際会計基準審議会（IASB）公開草案
ヘッジ会計に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会からの意見募集に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

全般的なコメント

我々は、公開草案で提案されているヘッジ会計モデルが、企業のリスク管理行動の実態を取り込もうとしている点は高く評価する。

国際会計基準（IAS）第39号のヘッジ会計が、企業のリスク管理活動や当該活動が企業のリスク管理目的の達成にどの程度成功しているのかを反映していないとの批判に依って、企業のリスク管理行動の実態を反映しようとIASBが取り組まれている点は高く評価する。

一方で、FVTOCI（公正価値変動をその他の包括利益（OCI）で認識するもの）をヘッジ対象とすることは不適合とされていること、および、外貨等の調達目的で利用している通貨スワップに簡易的なヘッジ会計を適用することなどは、企業のリスク管理行動の実態を財務諸表に反映させるべく、再度検討されることを要望する。

また、IASBではオープンポートフォリオに適用するヘッジ会計（マクロヘッジ会計）の議論が継続審議されることとなっていると認識している。銀行にとって、マクロヘッジ会計の議論を踏まえて、今回提案されたヘッジ会計モデルを比較検討する必要がある。さらに、本公開草案の内容が、マクロヘッジ会計の議論と不整合となる可能性があり、マクロヘッジ会計の議論を踏まえて、本公開草案を再度検討する必要があると認識している。

質問に対するコメント

本公開草案に提示されている質問に対する我々のコメントは次のとおりである。

質問 1

ヘッジ会計の目的に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(回答)

ヘッジ会計の目的として、「純損益に影響を与える可能性のある特定のリスク」に限定せず、「OCIに影響を与える可能性のあるリスク」についてもヘッジ会計の目的とすることを要望する。

(理由)

1. 日本の銀行では、トレーディング目的ではなく、取引先企業の事業安定運営と銀行取引の深耕・拡大を主たる目的として中長期的に資本性金融商品を保有しており、これらの資本性金融商品に対し、国際財務報告基準（IFRS）第9号が導入された際には、FVTOCI を指定することが想定される。
2. そうした場合、FVTOCI を指定した資本性金融商品の公正価値の変動は、OCI を通じた純資産の変動を意味し、純資産の変動は、銀行規制である Basel 上の資本、すなわち BIS 比率の変動を意味する。BIS 比率は、非常に重要な経営指標であり、この変動をコントロールすることは、銀行にとっては非常に重要なことである。
したがって、現在、現行の分類と測定の下においても、その他有価証券（売却可能金融資産（AFS : Available for sale））に分類している資本性金融商品の価格変動リスクに対して、個別単位、若しくは、ポートフォリオ単位でヘッジ取引を実施している銀行が日本には存在する。日本の個別株に係るヘッジ手段の流動性が必ずしも潤沢でないこと等もあり、相応の規模で公正価値変動のコントロールを実施する場合には、ポートフォリオ単位のヘッジの重要性は極めて高い状況にある。
3. このようなヘッジ取引に対してヘッジ会計を適用せず、FVTOCI を適用した資本性金融商品の公正価値変動は OCI で、ヘッジ目的のデリバティブ取引の公正価値変動は損益計算書（PL）に計上したとしても、貸借対照表（BS）上の純資産の部全体ではヘッジ効果は得られるものの、OCI と PL で損益が Gross で計上され、ヘッジ取引の経済効果を正確に財務諸表に反映できなくなる。その結果、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的と整合性がなくなる。
4. 資本性金融商品に対する FVTOCI の適用は選択性であることから、FVTOCI を適用しないという考え方もあるが、保有している目的がトレーディング目的ではなく、取引先企業の事業安定運営と銀行取引の深耕・拡大を主たる目的であることから、株価の変動を純損益ではなく、OCI で認識することが、財務諸表の目的と整合的であることから、あくまでも資本性金融商品には FVTOCI を適用したい。

5. 今回公表された公開草案（ED）で FVTOCI 指定の資本性金融商品がヘッジ対象として不適格とする理由として、3点挙げられていると認識している。

1点目は、ヘッジ会計の目的が「純損益に影響するリスクをヘッジする場合のみが対象」ということ。

2点目は、FVTOCI 指定の資本性金融商品がヘッジ対象として適格とすると複雑性を増幅させるということである。

これらの理由について、前述の通り、OCI の変動をヘッジする経済活動は重要であり、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的に則って、ヘッジ会計が適用できるようにすべきであると考ええる。

3点目は、ヘッジ会計を適用した場合に、非有効部分を処理する際に純損益に影響し、ノンリサイクリングの原則に反するということであると認識している。ヘッジ会計上は非有効部分を PL 処理することと規定されており、その根本にある考え方は「純損益と OCI は区別する」であると考えられる。その一方で、リサイクリングが認められていない理由は、「純損益と OCI を区別しない」という考え方にもとづいており、問題の根源は、純損益と OCI の区別に関し両者の考え方に矛盾があることである。

この矛盾を解消するため、以下の対応を提案したい。

(1) FVTOCI を指定した資本性商品にヘッジ会計を適用するには、この矛盾を解消すること、すなわち、リサイクリングを容認する必要があると考える。企業のリスク管理の実態を極力、財務報告に反映するという今回のヘッジ会計導入を契機に、FVTOCI を指定した資本性商品のリサイクリングを認めることを提案したい。

なお、FVTOCI を指定した資本性商品にヘッジ会計を適用するに際し、ヘッジ対象となった FVTOCI を指定した資本性商品について、ヘッジの非有効部分に限りリサイクリングを容認するという考え方も可能ではないか。

上記(1)が認められない場合、以下のヘッジ会計処理を検討してほしい。

(2) ヘッジ対象の公正価値変動よりもヘッジ手段の公正価値変動の方が大きい場合には、単にヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値変動の一部が非有効部分として PL 処理されるだけであり、特段の問題はないと考えられる。逆に、ヘッジ対象の公正価値変動よりもヘッジ手段の公正価値変動の方が小さい場合に、非有効部分がヘッジ対象から発生するため、非有効部分は OCI に発生するが、ノンリサイクリングの原則にもとづき、OCI から純損益に振り替えることはできない。結果として、非有効部分は純損益で認識するという原則に反することとなる。

そこで、ヘッジ対象の公正価値変動よりもヘッジ手段の公正価値変動の方が大きい場合には、ヘッジ会計の原則に則って、非有効部分を PL 処理することとし、逆にヘッジ対象の公正価値変動よりもヘッジ手段の公正価値変動の方が小さい場合には、非有効部分を PL 処理せず、OCI に計上する。

なお、上記(1)、(2)の案を検討したうえで認められない場合は、個別銘柄のヘッジにのみ適用できる方法であり、ポートフォリオ単位でのヘッジを対象とすることができない深刻な問題が残るものの、以下の案について検討いただきたい。

(3) 個別銘柄のヘッジを、個別銘柄を原資産とするデリバティブ取引で行った場合に、ヘッジ手段の公正価値変動は、一般的にヘッジ対象である株式の公正価値の変動に加え、それ以外のリスク要素（例：金利リスク）の変動も含まれているものの、主要な条件（例：残高）が一致していれば、ヘッジ手段の公正価値変動をリスク要素に分解し、ヘッジ対象と同じ株式の公正価値変動に係るリスク要素のみを見た場合には、有効性が100%となることから、OCIにおいてその変動を相殺することとし、それ以外のリスク要素の変動については純損益に計上する。

6. ヘッジ手段に係る損益のうち有効部分をOCIで認識することとした場合、OCIで認識したヘッジ手段の純損益をヘッジ対象と紐つけて管理する必要がある。例えば、ヘッジ対象の売却等によりOCIに計上されている純損益を剰余金に振替える場合には、OCIで認識されていたヘッジ手段の損益についても同時に振り替える必要がある。

ヘッジ関係が個別銘柄であった場合には、ヘッジ関係ごとに、OCIで認識したヘッジ手段の純損益をヘッジ対象と紐つけて管理することも考えられるが、資本性金融商品の取得原価にヘッジ手段の純損益を調整する方法も考えられる。

また、ヘッジ関係がポートフォリオであった場合には、期末時点、もしくは、ヘッジ関係が終了した時点における、ポートフォリオの個別銘柄ごとの公正価値、もしくは、公正価値の変動額で、ヘッジ手段の純損益を比例配分したうえで、ヘッジ関係が個別の場合と同じ処理を行うことが考えられる。

質問4

ヘッジ関係におけるヘッジ対象として、特定のリスク（すなわち、リスク要素）に起因するキャッシュ・フロー又は公正価値の変動を指定することを、当該リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であることを条件に、認めることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(回答)

同意する。

ヘッジ対象のリスク要素に分解することについては、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的に整合的であることから同意する。

ただし、sub-Libor取引（例えば、定期預金）をヘッジ対象としたキャッシュ・フローヘッジについても、リスク要素に分解してヘッジ指定とすることを認めてほしい。

(理由)

1. 金融資産のLiborに対するスプレッドが正である場合に、契約に明記されていなくても、リスク管理にもとづいて、リスク要素に分解することが今回のEDにおいて認められたのと同様に、定期預金は、リスク管理上、TiborまたはLiborとマージン等の負のスプレッドとして管理しており、このリスク管理にもとづき、TiborまたはLiborをリスク

要素に分解してヘッジ会計を適用したいというニーズがある。

2. BC73項において、スプレッドの絶対値がLiborを超過し、Liborとスプレッドの全体が「負」の金利になる可能性があるために、sub-Libor取引については、リスク要素に分解することはできないとされている。sub-Libor取引として日本の銀行がヘッジ対象としたいのは、主として定期預金であるが、定期預金などの商品に関しては、その商慣行から「負」の金利になることはない。このような、ありえない状況を想定して、sub-Libor取引について、リスク要素に分解できないとすることには同意できない。なお、定期預金の金利そのもの、つまり、sub-Libor全体をヘッジするようなデリバティブは一般的には存在せず、ヘッジ比率を調整しつつ、ヘッジ関係を維持する実務はない。
3. また、現在、IASB ではオープンポートフォリオに適用するヘッジ会計（マクロヘッジ会計）の議論が継続審議されることとなっているが、その中では、sub-Libor 取引についても議論されると考えられる。本公開草案で確定したことが、マクロヘッジ導入時に見直されるというのでは実務に混乱をきたす可能性があり、全体の整合性を維持する観点からも、本件はマクロヘッジの議論に含めて議論すべきである。

質問 5

- (a) ある項目の名目金額の階層をヘッジ対象として指定することを認めるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。
- (b) 期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、ヘッジされるリスクの変動が当該オプションの公正価値に影響を与える場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象として適格とすべきではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(質問 5 (a)に対する回答)

同意する。

ヘッジ対象のリスク要素に分解することについては、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的に整合的であることから同意する。

(質問 5 (b)に対する回答)

同意できない。

(理由)

1. 日本の銀行においては、期限前償還リスクのある固定金利の住宅ローンの階層部分をヘッジ対象としたいというニーズが存在し、また実際に日本基準では認められている。BC69項によれば、期限前償還リスクがヘッジ対象として指定する階層部分と指定しない階層部分以外の両方に存在することから、独立に識別可能なリスク要素を識別する

というルールに反し、よってヘッジ対象としては不適格であるとしている。しかし、特に固定金利の住宅ローンの公正価値ヘッジの考え方を、ヘッジ対象の固定金利がリスクであると捉え、ヘッジ対象の固定金利を変動金利に変更すると考えれば、変動金利を固定金利に変更することを目的とするキャッシュ・フローヘッジと同様に、期限前償還リスクのあるポートフォリオの階層部分をヘッジ対象とすることは、経済合理性があり、認められるべきと考える。

2. また、現在、IASB ではオープンポートフォリオに適用されるヘッジ会計（マクロヘッジ会計）の議論が継続審議されることとなっているが、その中では期限前償還オプションを含むローンの階層部分指定の議論が展開されている。本公開草案で確定したことが、マクロヘッジ導入時に見直されるというのでは実務に混乱をきたすことになり、全体の整合性を維持する観点からも、本件はマクロヘッジの議論に含めて議論すべきである。

質問6

ヘッジ会計の適格要件としてのヘッジ有効性判定に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような要求とすべきだと考えるか。

（回答）

ヘッジ有効性判定について、80-125%という Bright-line がヘッジ会計とリスク管理の整合性を阻害してきたことから、これを廃止したことには同意できる。

しかし、ヘッジ会計の適格要件として、「予想される非有効性を最小化すること」と公開草案に記載されているが、ヘッジ関係の有効性をヘッジ期間にわたって常に100%にすることが求められているとも解釈できてしまうため、表現を改めてほしい。

（理由）

1. 公開草案に記載されている「予想される非有効性を最小化すること」との表現は、以下の論点がある。

(1) 複数の種類のデリバティブ取引がヘッジ手段として市場に存在する場合、予想される非有効性を最小化するという要件を満たすデリバティブ取引を選択するする必要があり、また有効部分を最小限にするためのデリバティブ取引が他にないかを検証することを求められる可能性がある。

しかし、我々は、各々の取引コストや流動性を踏まえてどのデリバティブ取引をヘッジ手段とするか決定するかもしれない。また、非有効部分を最小限にするためのデリバティブ取引が他になかったことを事後的に検証することは実務的に困難である。

(2) また、ヘッジ関係の相関係数が一時的に変化した場合であっても、再び戻ることもあるため、リバランスを含めた対応をしないことも実務的にはあるが、この場合に、ヘッジ会計の適用要件は満たしていないと解釈もできる。80-125%の Bright Line を撤廃する判断をしたのに、100%でないとヘッジの適格要件を満たさないというのでは、理解ができない。

2. しかし、ヘッジ会計の適格性として、本来基準化したいことは、BC81 項、82 項に記載されているとおり、企業が適切ではないヘッジ関係を指定するおそれがあり、避けられる系統的なヘッジ非有効性を生じさせるヘッジ関係にヘッジ会計を認めたくないということであると理解している。したがって、常に 100%を維持する必要性を惹起させる表現を避け、BC81 で記載されているそのままを要件とするなど、他の表現を検討してほしい。

質問 15

- (a) クレジットデリバティブを利用した信用リスクのヘッジを会計処理するための3つの代替的な会計処理（ヘッジ会計以外の）はすべて、金融商品の会計処理に不必要な複雑性を加えるものであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。
- (b) 同意しない場合には、当審議会が BC226 項から BC246 項で検討した3つの代替案のうちどれを、当審議会がさらに開発すべきか、また、その代替案にどのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(質問 15(a)に対する回答)

同意できない。

(理由)

1. 「金融商品の会計処理に不必要な複雑性を加えるものである」ということに対しては、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的との整合性の観点から同意できない。

金融機関にとって、与信リスク管理の一環として、クレジットデリバティブを利用してクレジットリスクをヘッジすることは重要なヘッジ取引であり、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的に則って、ヘッジ会計以外の代替案を含めて、銀行のリスク管理の実態を財務諸表に反映する会計処理を検討、制定することを要望する。

2. また、クレジットリスクに関してヘッジ会計を適用することについては、欧州において、既に適用している金融機関もあることから、IN46、BC220、225 での記載が、ヘッジ会計適用を阻害するものではなく、与信リスク管理の実態に合った、ヘッジ会計の適用についても引続き検討してほしい。

(質問 15(b)に対する回答)

代替案 3 をさらに開発すべきと考える。

(理由)

1. BC241 に記載のあるとおり、会計上のミスマッチを解消し、より首尾一貫した目的適合性の高い情報をもたらすことで財務諸表の利用者にとっても銀行のリスク管理戦略を理解しやすくするほか、利益操作の影響を受けにくいことを代替案 3 の推奨理由として挙げる。

2. 代替案 3 が、複雑だと認識されている要因として、次の 3 点が挙げられる。
 - (1) 測定変更修正に際した表示の問題 (BC242、BC243)
 - (2) 一度特例扱として公正価値で測定するものとしたものが、途中で中止可能であり、さらに何度でも繰り返すことが可能であること (BC237)
 - (3) 1 件の貸出金・ローンコミットメントについて公正価値で評価する部分と償却原価で評価する部分に分かれること (BC232)しかし、1 については、測定変更修正の対象部分を、混同が生じにくい形で明確に区分して開示する等、情報開示上の工夫にて十分に対応が可能なものと認識しており、開示方法について継続的な検討をお願いしたい。また、2 については BC234 に、さらに 3 については BC232 (b) で、提案されている通りの方法で解決しうるものと考えており、以上から、BC246 において「ヘッジされる信用エクスポージャーの名目金額の一部について選択的な公正価値会計を認める提案をしない」と結論付けることには同意できない。

3. なお、代替案 1、2 については、以下のとおり、ヘッジという財務活動を会計に反映する上で不十分であるとする。

(1) 代替案 1 について

日本におけるクレジットデリバティブ取引において参照債務者となり得る取引先への銀行貸出の形態について、BC232 (a) の (ii) および (iii) のとおり、取引先のレピュテーションリスク、取引先と銀行間のリレーションシップ維持の観点から、「実行後直ぐにヘッジすることを前提、或いは予めヘッジすることを前提」として貸出が実行されることは非常に少ない。したがって、銀行におけるリスク管理目的に照らしたヘッジ戦略は、特にクレジットリスクの管理において「貸出実行時およびそれ以後にヘッジ取引を実施すること」が主たるものとなる。このため代替案 1 は BC233 に記載されている通り、重大な欠点がある。

(2) 代替案 2 について

銀行のリスク管理戦略の実態に近いものであると考えるが、BC241 に記載の点に加え、以下の理由からも代替案 3 のほうがよりその実態を財務諸表において表現すると考える。

銀行におけるリスク管理において、ローン等はヘッジ対象とする以前は公正価値ベースで管理されていないケースも多く、ヘッジ取引を開始する際に、ヘッジ開始時点における簿価と公正価値の差額を即時に PL 処理するという代替案 2 の方法は、実態に即していない。

質問 16

提案している経過措置に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、またその理由は何か。

(回答)

1. ヘッジ会計の指定は、過去に遡及することは実務的に困難であるため、遡及適用しないという公開草案の提案措置に基本的に同意する。
2. ただし、IASB ではオープンポートフォリオに適用するヘッジ会計（マクロヘッジ会計）の議論が継続審議されることとなっている。銀行にとって、マクロヘッジ会計の議論を踏まえて、今回提案されたヘッジ会計モデルを適用するのか、マクロヘッジ会計を検討し、それから文書化やシステム開発等の対応を実施する必要がある。
よって、マクロヘッジ会計が基準化される時期を踏まえ、本公開草案の適用時期を検討していただきたく、2013 年 1 月から始まる報告年度から適用するという本公開草案の適用時期については同意できない。
さらに、本公開草案の内容が、マクロヘッジ会計の議論と不整合となる可能性があり、マクロヘッジ会計の議論を踏まえて、本公開草案を再度検討する必要がある。

3. 追加論点

(論点 1) 内部デリバティブ取引について

1. 公開草案では、BC41 項から 45 項において、内部取引をヘッジ手段とはできないことが記載されているが、IAS 第 39 号 F1.4 の「内部デリバティブ取引は、連結グループの外部とのデリバティブ取引で相殺されている場合に連結財務諸表上でヘッジ会計に適格となる」との規定を残していただきたい。
2. 日本の銀行では、ヘッジ会計を適用している ALM セクションがヘッジ目的で行うデリバティブ取引の取引相手をトレーディングセクションとしているケースがある。企業全体としてヘッジ関係を保有していたことを疎明するために、トレーディングセクションが、ALM セクションからのリスクを、外部との取引により外部放出しており、その検証も行っている。
このような実務は、外部、すなわち、市場とアクセスする部署をトレーディング部署に一本化した方が、信用リスク管理がしやすい、といった合理的な理由からである。
3. 内部デリバティブ取引がヘッジ手段として不適格としているのは、連結ベースでリスクが放出されていないのであれば、ヘッジ会計を適用できないという理由からだとして理解している。よって、IAS 第 39 号の F1.4 にある「内部デリバティブ取引は、連結グループの外部とのデリバティブ取引で相殺されている場合に連結財務諸表上でヘッジ会計に適格となる」との規定は、外部にリスクを放出されている限りにおいて、内部デリバティブ取引にも連結消去せずにヘッジ会計を適用できるとしているものと考えられ、同規定を残してほしい。

(論点2)

銀行業における外貨資金調達・運用に係る新たなヘッジ会計の枠組み導入に関する提案 (Cross Currency Funding)

1. 通貨スワップ取引等

日本の銀行においては、機能通貨である「円」については貸出金等の対顧資産よりも預金等の対顧負債が多い一方で、ドルやユーロといった外貨については、多数の外貨建運用資産を保有している。

そこで、余剰となっている円を、通貨スワップ取引やスポットとフォワードの組み合わせからなる為替スワップ（以下、「通貨スワップ等」という）を用いて外貨へ転換することで外貨を調達しており、単純な外貨建の資金取引により調達するよりも信用リスクの観点から合理的な取引であり、重要、かつ、必要な取引である。

この「通貨スワップ取引等」は、2通貨の元本交換が存在し、実質的な利息のキャッシュ・フローを有しており、実質的にはある通貨による「ローン」と、これと等価のその他の通貨による「借入」とみなすことができる取引である。また、片方の通貨建の債務がもう一方の通貨建の資産で担保されているという意味で有担保の貸出と類似しているという点から、レポ取引に類似しているということもできる。すなわち、通貨スワップ等はデリバティブ取引でありながら、一般的にデリバティブ取引が持ち、公正価値会計が要求される根拠と考えられるレバレッジ効果といった特徴を有していない。

2. ヘッジ会計モデル

上記の目的で利用している「通貨スワップ取引等」を、その利用目的とその実態に合わせて資金運用・調達したのと同様の会計処理とすることを、新たなヘッジ会計の枠組みとして認めていただきたい。

銀行は、多数の外貨建資産・負債をポートフォリオベースで管理されているため、ヘッジ関係を個別に認識してヘッジ会計を適用することは不可能である。また、以下に記載するヘッジ会計モデルにより、ヘッジ会計を適用できなければ、「通貨スワップ等」は公正価値会計が適用され、公正価値の変動がPLに計上されることになる可能性が高く、銀行のリスク管理の実態を財務諸表に反映すべく、マクロヘッジ会計に関する継続議論において検討いただきたい。

(1)ヘッジ手段

ヘッジ手段となる通貨スワップ取引は、元本相当額の契約締結時における支払額と契約満了時における受取額、契約締結時における受取額と契約満了時における支払額が共に同額であり、かつ、元本部分と利息部分に適用されるスワップ・レートが合理的なレートである直先フラット型に限るものとする。

また、ヘッジ手段となる為替スワップ取引の直物為替取引および先物為替取引は金利の調整がされている以外は同額のものとする。

(2)ヘッジ対象

ヘッジ対象は、資産・負債別に、現在存在する取引もしくは予定取引とする。また、

原則として、利息等の収益または費用が発生主義により認識される金融商品に限られる。

(3)ヘッジの適用要件

ヘッジ取引時およびその後も継続的に、以下の要件を満たすことを要件とする。

- ①ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ手段の元本相当額を上回る外貨建金銭債権債務等の元本が存在することが合理的に見込まれることを確認する。
- ②また、ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ手段の発生主義にもとづく利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務等の発生主義にもとづく利息が存在することが合理的に見込まれることを確認する。

(4)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによるものとする。繰延ヘッジの具体的な会計処理は、次のとおりとなる。なお、非有効部分のPL処理は行わない。

- ①ヘッジ手段の評価差額のうち、元本相当額の決算日までの直物為替相場の変動による額は、当期の純損益として処理する。
- ②ヘッジ手段の損益および評価差額のうち、利息相当額については、その基礎となる期間にわたって発生主義により純損益を認識する。
- ③ヘッジ手段の評価差額のうち、上記①および②以外の金額は、OCIで認識する。

3. 提案したヘッジ会計モデルの論点と考え方

このヘッジにおける論点の1つは、「通貨スワップ取引等を当該処理の対象とすることにより、時価評価を免れ、過大なエクスポージャーを負ったとしてもこれが財務諸表に表現されない恐れがある。」ということだと考えられる。

この論点に対しては、以下の点により問題はないと考える。

- (a) 当該処理の対象とする通貨スワップ等は、元本交換のある取引であり、実質的に一方の通貨を担保とする他方の通貨の貸借取引であることから、過大なレバレッジをかけることは不可能である。
- (b) 通貨スワップ取引等は、その残存期間を通じて元本相当額、発生主義にもとづく利息相当額を上回る外貨建金融資産・負債の残高が存在することが合理的に見込まれることを検証することとしており、過大なエクスポージャーを負うことはない

また、もう1つの論点は、ヘッジ会計の原則である「非有効部分をPL処理する」ということに反することであると考えられる。

この論点に対しては、我々は、通貨スワップ等はデリバティブ取引でありながら、一般的にデリバティブ取引が持ち、公正価値会計が要求される根拠と考えられるレバレッジ効果といった特徴を有しておらず、公正価値会計を厳格に要求すべき取引ではないこと、また通貨スワップ取引等は実質的に外貨の借入れともう一方の通貨の担保差入れと解釈することもでき、いずれもIFRS第9号の分類および測定で規定された「元本と元本に対する金利のみからなる」取引であり、償却原価に分類されるべき取引とも解釈できることから、非有効部分をPL処理しなくても問題はないと考えている。

また、上記2.(4)のヘッジ会計の手法は、ヘッジ手段を構成要素に分解し、ヘッジ指定されていないヘッジ手段の構成要素の公正価値の変動をOCIで認識する処理方法と同一である。一方で、IASBの公開草案は、オプション取引をヘッジ手段とした場合のオプション取引の時間価値相当額およびその変動をOCIで認識するという処理方法を提案している。我々の提案と、このオプション取引の処理方法とは、整合的であると認識している。

4. 当該処理の必要性と意義

「通貨スワップ等」は、単純な外貨建ての資金取引により調達するよりも信用リスクの観点から合理的な取引であり、また、重要、かつ、必要な取引である。実際に、1990年代後半に日本の銀行の信用力が低下した局面では、日本の銀行は米ドルの資金取引市場で米ドルを調達することが困難になったが、一定期間の「通貨スワップ等」を行うことにより必要な米ドル資金を調達し、そのドル資金を海外支店に送金することにより海外における顧客の資金流動性を確保した。

また、アジア地域などの資金取引市場が未成熟である場合や、アジア通貨危機やリーマンショックなどの金融市場混乱時において資金貸借取引が困難な場合においても、為替スワップ・通貨スワップを外貨資金にかわる運用・調達手段として行っている。

このように、資金の調達目的で実施している「通貨スワップ等」について、日本の銀行のALM/リスク管理と整合的なヘッジ会計モデルを導入することは、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的と整合的である。

(論点3)

外貨建株式への投資に係る為替ポジションのヘッジについて

質問1において、OCIオプションを適用した株式についてヘッジ会計を適用可能とする手当てを要望しているが、その要望に加え、OCIオプションを適用した外貨建株式の取得原価の換算差額のみを純損益で処理することを容認していただきたい。

機能通貨が円である日本の銀行の外貨建株式への投資に係る為替ポジションのヘッジを想定した場合、外貨建の取得原価の換算差額のみを純損益で処理する会計処理の適用を検討する必要がある。

しかしながら、外貨建株式を公正価値区分とした場合、外貨建の取得原価の換算差額は純損益で処理されるものの、例え、トレーディング目的ではなく、取引先企業の事業安定運営と銀行取引の深耕・拡大を主たる目的として保有している場合であっても、外貨ベースの評価損益の円換算額まで純損益で処理しなければならない。一方、OCIオプションを適用した場合、外貨建の取得原価の換算差額も含めてOCIで処理しなければならない。結果として、為替ポジションのヘッジという経済活動が財務諸表上正確に表示されないという状況となり、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローについての情報を提供するという財務諸表の目的との整合性がとれない状況と考える。

かかる状況下、OCI オプションを適用したうえで、為替リスクヘッジの部分についてヘッジ会計を適用したうえで、外貨建株式の取得原価の換算差額を純損益、外貨ベースの評価損益の円換算額はOCI で認識できるようなヘッジ会計の枠組みを認めていただきたい。

以 上